

# 気象庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領細目

## 第1 目的

気象庁の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領（以下「実施要領」という。）第6の3の規定に基づき、本実施要領細目を定める。

## 第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、以下のとおりとする。

- (1) 気象官署施設整備事業
- (2) 静止気象衛星施設整備事業
- (3) 船舶建造事業

## 第3 評価を実施する事業

事業費を予算化しようとする事業について評価を実施するものとする。

## 第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

- 1 評価の実施主体は、気象庁本庁とする。
- 2 評価の実施時期は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までとする。
- 3 評価の実施主体は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。
- 4 評価結果、採択箇所等の公表  
気象庁本庁は、原則として評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに公表するものとする。
- 5 関係資料の保存
  - (1) 気象庁本庁は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。
  - (2) 評価の実施主体は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

## 第5 評価の手法

- 1 気象庁本庁は、事業の評価手法を策定するものとする。
- 2 気象庁本庁は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施状況等を踏まえ、評価手法について、必要な改善を行なうものとする。
- 3 評価手法の策定又は改善に当たっては、学識経験者等第三者の意見を聞くものとする。
- 4 気象庁本庁は、策定又は改善された評価手法を、公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告をするとともに、公表するものとする。

## 第6 その他

本実施要領細目の改定等については、検討委員会の下に設置された気象部会において検討し、決定するものとする。

## 第7 施行

- 1 本実施要領細目は、平成30年3月30日から施行する。
- 2 本実施要領細目の施行に伴い、「気象庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領細目（平成23年4月1日策定）は、廃止する。